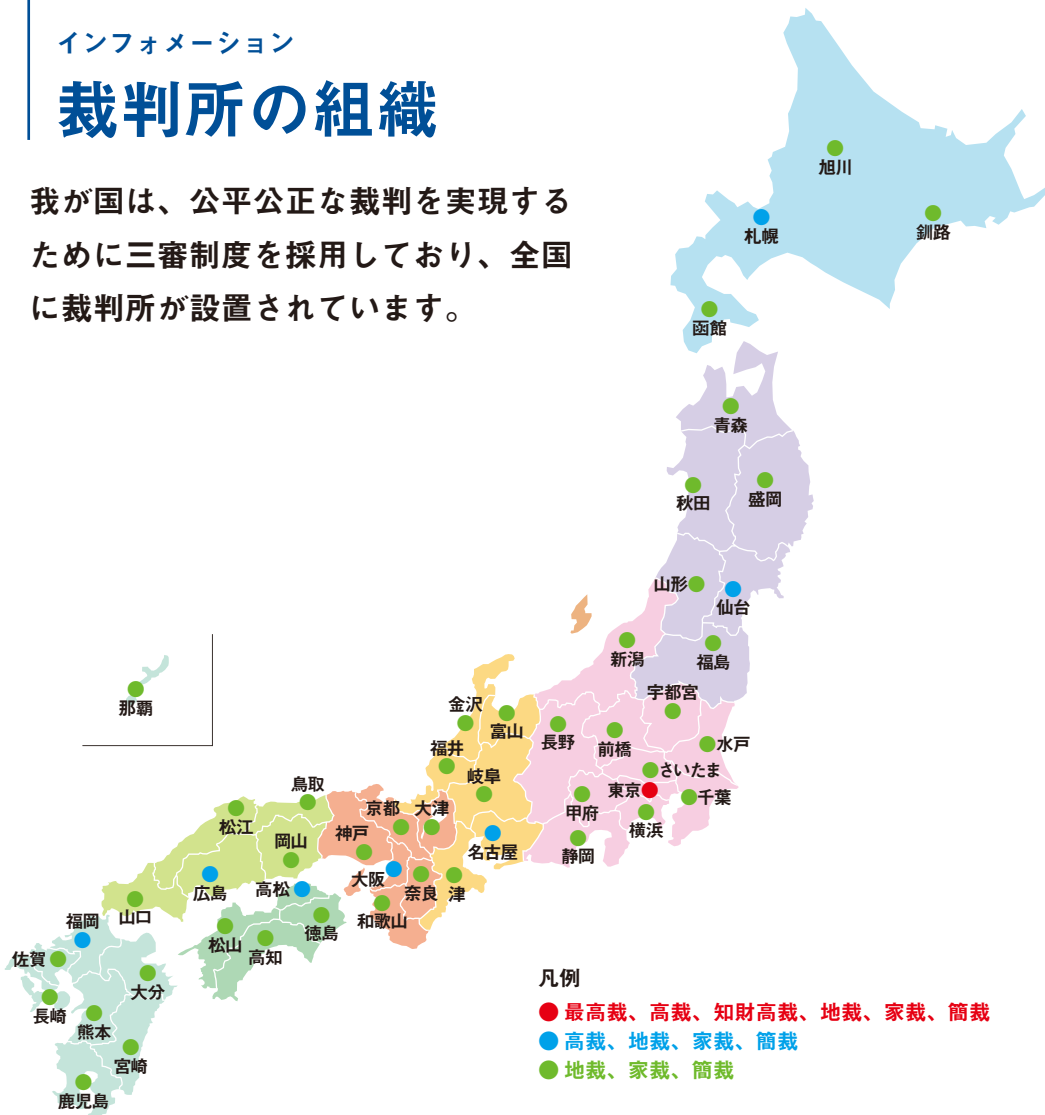


# 裁判所の組織

我が国は、公平公正な裁判を実現するために三審制度を採用しており、全国に裁判所が設置されています。



## 裁判所の種類

### 最高裁判所

高等裁判所の裁判に対してされた不服申立て（上告等）を取り扱う最上級、最終の裁判所です。



### 高等裁判所

地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の裁判に対してされた不服申立て（控訴等）を取り扱います。

**本庁8庁(支部6庁)** 東京(知的財産)、大阪、名古屋(金沢)、広島(岡山・松江)、福岡(宮崎・那覇)、仙台(秋田)、札幌、高松



### 地方裁判所

民事事件、刑事事件の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱います。

**本庁50庁** 都道府県庁のある47か所のほか 函館、旭川、釧路の3か所

**支部203庁**

### 家庭裁判所

家事事件、少年事件、人事訴訟事件などを取り扱います。

**本庁50庁** 都道府県庁のある47か所のほか 函館、旭川、釧路の3か所

**支部203庁** 出張所77か所

控訴 民事

### 簡易裁判所

**438庁**

争いとなっている金額が比較的少額の民事事件と比較的軽い罪の刑事事件のほか、民事調停も取り扱います。

## 任地について

総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験の合格者は、いずれも希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁が決定されます。

総合職試験(家庭裁判所調査官補)の合格者は、全国の家裁裁判所のうち、大規模庁の中から採用庁が決定されます。採用庁については、本人の希望のほか、各裁判所の欠員状況なども考慮して決定されます。

## Point

採用者の **87%** が  
**第3希望以上**で採用されています！

右のグラフは令和5年度一般職試験に合格し、令和6年4月1日までに採用された者について、希望地別の採用割合を示したものです。

